

その他の林業におけるチェーンソーを起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	15～16	民有林皆伐現場で、チェーンソーによる雑木の玉切作業中に、枝払いをしたところチェーンソーのバーがキックバックし、自分の左足親指に当たり負傷した。	38～49	30
2	13～14	片側1車線の交通量の少ない通りを直進中、次の配達先に気をとられ、緩いカーブであることに気付くのが遅れ、砂のたまっている路肩で滑って、縁石に接触した後、転倒して落石防護ネットの支柱にぶつかったものである。	22～29	10
2	15～16	山林内で、梯子を使い高さ6m付近の立木の枝落とし作業を行っていた。作業は小型チェーンソーを使い行っていたが、左手でチェーンソーを持ち、右手は立木を持つ形で手を木にまわしていたところ、枝を落とそうと左手チェーンソーを枝に当てた時、チェーンソーがキックバックし、立木を抱えていた右手に刃が当たり、右手中指・環指・小指の3本の先端を裂創した。	58～29	10
2	10～11	広葉樹の伐採作業をしていて、傾斜のきつい所で伐採にかかる直前、足元が滑り、とっさの出来事で力が入り、アクセルを握ってしまった。伐採しようとした木に刃が当たり、キックバックして右目の上にチェーンソーの刃が当たって切創した。	30	—
4	9～10	支障木を伐倒後、チェーンソーにて小切作業中、足場になっていた丸太が横滑りしたためバランスを崩して転倒し、左膝下部にチェーンソーが当たった。	64～9	1
5	14～15	作業現場において、伐採した木の枝を切っていて枝が跳ねてチェーンソーの刃が当たり、左足首を切傷した。	36～9	1

5	11~ 12	伐採の現場内で伐倒後の木をトラックに積み込むために枝払い中、体勢が悪くチェーンソーが跳ねて左膝に当たり左膝を怪我した。	31	1 ~ 9
6	11~ 12	スギ（林齢40年、平均樹高14m、平均胸高直径16cm）間伐作業（4人で作業）中に、支障となる枯れた栗の木（樹高10m、胸高直径20cm）の伐倒中に、受口を作っている時にチェーンソーがキックバックし、作業者当人の顔左頬に当たり負傷した。	28	1 ~ 9
6	11~ 12	現場において架線集材中に、出材してきた90年生の丸太の板打ち作業をしていて、チェーンソーの刃が板に引っ掛かってキックバックを起こし、そのはずみで左膝上を損傷した。	67	10 ~ 29
7	13~14	山林で、伐倒木の根元部分のツルを切断するため、チェーンソーを下から入れたところキックバックし、刃先が左足に当たり、左足親指根元部分を負傷した。	29	10 ~ 29
7	10~11	造林地において間伐作業中、伐倒したヒノキの幹が途中から二股になっていたため、材の安定を図るため幹の頂端より、枝払い、玉切を法面上側から行っていた。幹の直径約10cmのところを玉切りするため、材の下側からチェーンソーを当てて玉切りを実施した。二股になっているため玉切る作業の位置は、目線の高さ（1m50cm位）であった。玉切った際幹にチェーンソーが挟まった状態になり、下に引っばった時に玉切りした幹とチェーンソーが足に落ちかかり、左大腿部前面を切創した。	34	30 ~ 49
7	13~ 14	傾斜角10度程度のゆるやかな山林で、支障木（雑木、胸高直径12cm、樹高8m）を伐採中、7本位の並びであった木のうち4本目を受け口を取って伐採中、受け口を作り終わってチェーンソーのバーを引き戻す際（左膝を立て、右膝を地につけた状態）、キックバックを起こし、左膝にチェーンソーのバーが当たり切創した。	74	30 ~ 49
7	10~ 11	杉山での伐採作業中、雑木の伐倒時に、上方のツルがらみを処理し当該木の伐倒にかかったとき、別のツルが残っており、斜めになった状態で倒れなかった。そのため、元を切り離れたところ、倒れながら元口が自分の足元の方に戻って来て、左足の甲に当たり被災した。	51	10 ~ 29
9	10~	民有林にて切捨間伐をしているとかかり木となり、かかり木処理で小枝（高い位置）を手（腕）を伸ばした状態で伐採をしていると、キックバックが起こりその反	54	10 ~

	11	動で手からチェーンソーが離れ、その際に右手人差し指に当たり切創した。		29
10	7~8	平坦地で作業写真の伐採作業中、直径8cm樹高5m雑木を伐倒中、ウケ、堀り、おい切りした後、掛かり木になり右手で引き寄せようとした後、左手に持っていたチェーンソーの刃が空回りしていたため、右手の平を損傷した。	53	1 ~ 9
10	11~ 12	事業地に於いて、スギ林の間伐作業を行っていた。スギ（直径30cm、長さ17m）を伐倒後、元口2m位の所で玉伐りを行った。その瞬間、先側の木がはじき、被災者の左足膝下約10cmに当たった。そのまま当該木が被災者の左足を後方に押し込み、約50cm移動して岩に挟まれ負傷した。	41	10 ~ 29
11	11~ 12	事務所で使う薪ストーブ用の薪を準備しようと、木材をチェーンソー（資格取得者）で切断作業中、チェーンソー上部に付いたゴミを取ろうと左手を伸ばした時、稼働中のチェーンソーに左手が当たり負傷した。（薄手のビニール手袋着用）	52	1 ~ 9
12	8~9	小型チェーンソーを用いて、薪作りの玉切作業中、小枝を払おうとしたとき、キックバックし、左手の人差し指・中指・薬指にチェーンソーの刃が当たり受傷した。	25	10 ~ 29
12	9~10	松の枯木3本の伐採工事を請けた当社は、2人の作業員を現場に派遣し、被災者は3本目の松（胸高径12cm、長さ15m）をチェーンソーで切断した。倒した木材の吸い口から1.5mで玉切りした時地面が傾斜していた為、この丸太は下へ転がり落ち、次の2本目に落とさない様に、この木材を跨いだ状態でチェーンソーを右から左方向へ引き上げる様にして丸太を切断した時、この丸太は細く、力余ったチェーンソーの鋸刃がゴム長着用の左足第一中足骨に接触し、受傷したものである。	58	10 ~ 29
12	8~9	樹齢約40年生のヒノキ林分にて間伐作業中、枝払いを行おうとしたところ、対象木の上に別の伐倒木があったため、径4cmの枝が弾かれないように片手で枝を持ってミニチェーンソーで枝を切り落とした際、上に乗っていた伐倒木が動き、その反動で切り落とした下の位置にあった枝が弾かれチェーンソーに当たり、そのチェーンソーが被災者の右あご部分に当たり切創した。	62	30 ~ 49

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html